

## ◆ 新型コロナウイルス感染症の5類移行に関する緊急要望を実施

全国消防長会

令和5年2月1日（水）、厚生労働省等において、清水会長、鍵本財政委員会委員長及び原田救急委員会副委員長から佐原厚生労働省健康局長等に対して、新型コロナウイルス感染症の5類移行に関する緊急要望を実施しました。

実施当日は、厚生労働省の佐原健康局長及び宮崎医政局審議官、柳樂内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室次長、中島全国知事会事務総長、横田全国町村会事務総長、前田消防庁長官に直接お会いし要望書を手渡しました。

### 【新型コロナウイルス感染症の5類移行に関する緊急要望】

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）患者の国内発生以来、救急搬送要請が過去最高水準に達する中で、全国の救急隊は昼夜を分かたず、限界を超える状況にありながらも、傷病者の救急搬送に全力を尽くしてきた。

今般、政府において、新型コロナを、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に定める2類相当から5類に移行する方針が決定された。

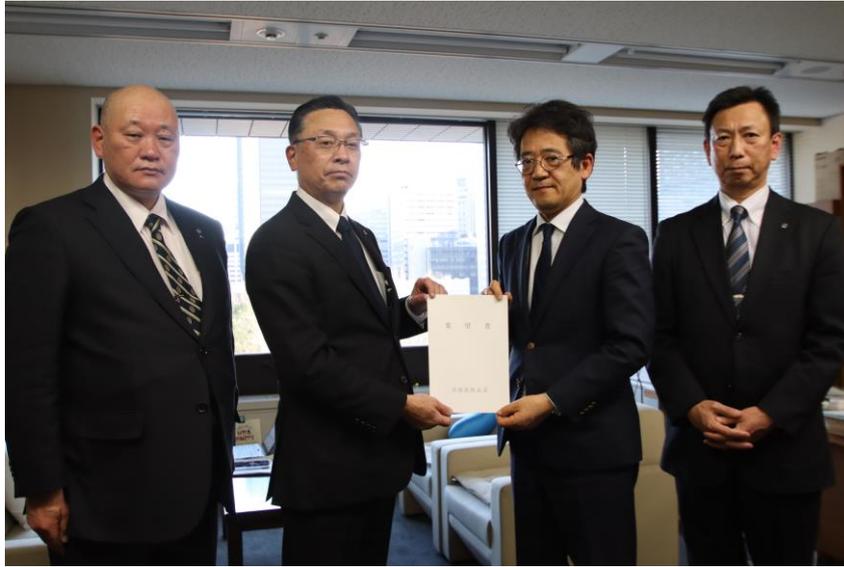
5類への移行後も、当分の間は新型コロナ及び感染が疑われる患者等からの救急搬送要請が高い水準で推移することが懸念されるが、このような傷病者を迅速かつ適切に医療機関に救急搬送する体制を確保し、国民の生命・健康を守ることが最も重要である。そのため、政府において適切な措置が講じられるよう、下記事項について緊急要望する。

### 記

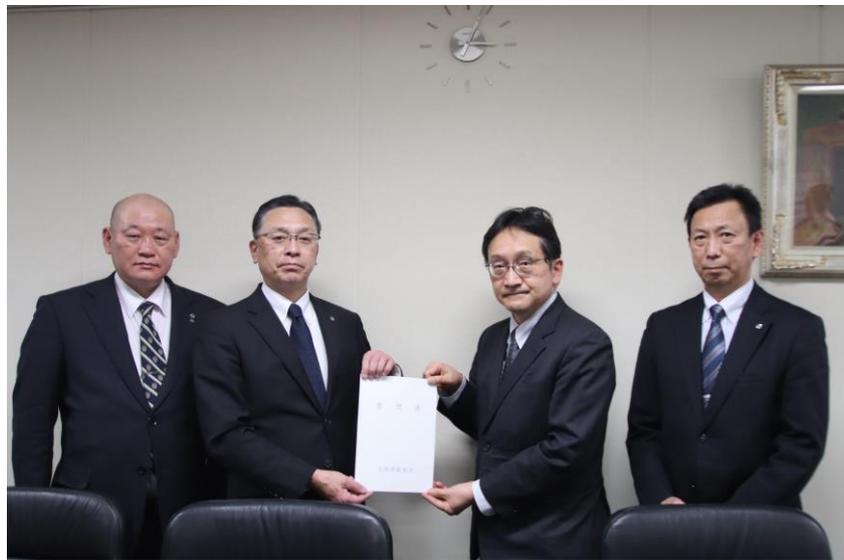
#### （緊急要望事項）

1 5類移行後の救急搬送体制のひっ迫を回避するため、新型コロナ患者等について、国の責任において、地域の医療機関のひっ迫状況等に応じた搬送先医療機関の調整（当該患者に係る救急搬送の必要性を判断することを含む。）を都道府県又は保健所が行う仕組み等を当分の間継続し、傷病者の容態等に依じて医療機関へ迅速に救急搬送する体制を確保すること。

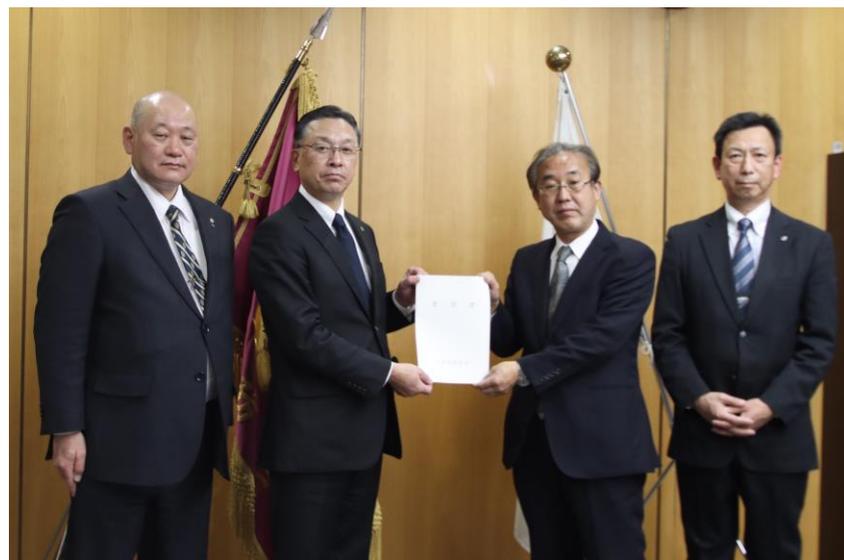
2 新型コロナ患者を含む多様な傷病者を救急搬送する体制を維持するためには、救急隊員においても、医療機関と同等の感染防止対策を実施することが必要不可欠である。そのため、国の感染防止対策マニュアルに基づき、救急隊員が着用する个人防护具等に関する経費（感染防止衣やN95マスク等の購入費、感染性廃棄物処理費等）等について、国において財政措置を適切に講じること。



【左から、原田救急委員会副委員長、清水会長、佐原健康局長、鍵本財政委員会委員長】



【左から、原田救急委員会副委員長、清水会長、宮崎審議官（榎本医政局長代理）、鍵本財政委員会委員長】



【左から、原田救急委員会副委員長、清水会長、前田消防庁長官、鍵本財政委員会委員長】